



宮 崎 県 公 報

平成24年4月16日(月曜日) 第 2379 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 森林病虫害等防除法に基づく駆除命令(薬剤防除).....(自然環境課) 1
- 歳入の収納の事務の委託.....(水産政策課) 1
- 道路の区域の変更(2件).....(道路保全課) 1

○道路の供用の開始(2件).....(道路保全課) 2
公 告

- 基本測量の実施の通知.....(管理課) 2
- 基本測量終了の通知.....(") 2
- 公共測量終了の通知.....(") 2
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧.....(都市計画課) 2

公安委員会公告

- 警備員等の検定の実施について..... 2

告 示

宮崎県告示第 308号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成24年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市及びえびの市並びに児湯郡高鍋町及び新富町、東臼杵郡門川町に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を、宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市及びえびの市の市役所並びに児湯郡高鍋町及び新富町、東臼杵郡門川町の役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成24年5月8日から平成24年7月10日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し又は管理する者は、次の各号に掲げる措置のいずれかを行うこと。

- (1) 当該樹木に、航空機を利用して行う薬剤による防除を実施すること。
- (2) 当該樹木に、地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと

宮崎県告示第 309号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成24年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した収納事務	委 託 先	委 託 期 間
沿岸漁業改善資金貸付金に係る債権についての保全及び取立てに関する事務	宮崎県信用漁業協同組合連合会	平成24年4月2日から平成25年3月31日まで

宮崎県告示第 310号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年4月16日から平成24年4月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
42	県道	都城野尻線	都城市山田町中霧島字宮ノ前3886番4地先から同市同町中霧島同字3888番1地先まで	旧	20.6~25.2	25.4
				新	20.6~33.0	25.4

宮崎県告示第 311号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年 4 月16日から平成24年 4 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 4 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
304	県道	木城高 鍋線	児湯郡高鍋 町大字持田 字家床前25 69番 7 地先 から同郡同 町同大字字 家床4976番 2 地先まで	旧	9.6 ~ 18.0	277.0
				新	9.6 ~ 15.8	146.5

宮崎県告示第 312号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 4 月16日から平成24年 4 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 4 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
42	県道	都城野 尻線	都城市山田 町中霧島字 宮ノ前3886 番 4 地先か ら同市同町 中霧島同字 3888番 1 地 先まで	平成24年 4 月16日

宮崎県告示第 313号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 4 月16日から平成24年 4 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 4 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
304	県道	木城高	児湯郡高鍋	平成24年 4 月17日

	鍋線	町大字持田 字家床前25 69番 7 地先 から同郡同 町同大字字 家床4976番 2 地先まで
--	----	--

公 告

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成24年 4 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
基本測量（機動観測）
- 2 作業地域
えびの市
- 3 作業期間

平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2290号により公告した基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成）が平成24年 3 月30日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成24年 4 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2341号により公告した公共測量（数値撮影）が平成24年 2 月29日終了した旨、新富町長から通知があった。

平成24年 4 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年 4 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称
田野都市計画道路
3・5・3号 南原通線
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県宮崎土木事務所

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 7 号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成24年 4月16日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
交通誘導警備	2 級	平成24年 7月20日(金)午前 9 時30分から 午後 5 時までの間

※ 当日の受付は、午前 9 時から午前 9 時30分までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地 1
宮崎県建設技術センター

3 定員

15人（受付先着順とする。）

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間

平成24年 6月 4日(月)から 6月15日(金)まで（土、日曜を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1 通

イ 住所地を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、14,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及びびも付き警笛を持参すること。雨天時は雨合羽も持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

--	--